

# 弘前市犯罪被害者等支援ハンドブック

## ～ 弘前市犯罪被害者等支援条例を制定しました ～

様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者の方々は、直接的な被害を受けた後も二次被害に苦しめられていることも少なくありません。

このことから、弘前市では、犯罪被害者等を地域全体で支える社会の形成を図ることを目的とした「弘前市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

令和4年4月  
弘前市



# 目 次

犯罪被害者等支援の流れ .....	1
弘前市の経済的支援(見舞金の支給・転居費用の助成・心理相談料の助成) .....	2
犯罪被害者等支援の総合的対応窓口 .....	3
<b>こころの健康</b>	
(1) こころの健康相談 .....	3
(2) 精神保健福祉相談 .....	3
<b>DV</b>	
(3) DV相談 .....	3
<b>住まい</b>	
(4) 市営住宅への入居 .....	3
<b>届出</b>	
(5) 住民票の写しの交付等の制限 .....	4
<b>子育て</b>	
(6) 子育ての悩み相談 .....	4
(7) 青少年に関する相談 .....	4
(8) 母子寡婦等相談 .....	4
(9) 助産制度 .....	4
(10) 児童扶養手当 .....	4
(11) ひとり親家庭等の医療費の給付 .....	4
(12) ひとり親家庭等の保育料の軽減 .....	5
(13) 母子生活支援施設への入所 .....	5
(14) 就業の支援 .....	5
(15) 一時預かり(一時保育) .....	5
(16) ショートステイ .....	5
(17) トワイライトステイ .....	5

## 教育・学費

- (18) 相談支援チームによる教育相談 .....6
- (19) こども悩み相談電話 .....6
- (20) 修学費用等の貸付(奨学金) .....6
- (21) 就学費用の援助 .....6

## 介護

- (22) 高齢者の総合相談・支援 .....6
- (23) 高齢者虐待への対応 .....6
- (24) 介護保険料及び介護サービス利用料の減免 .....6

## 障がい

- (25) 障がい(身体・精神・知的)に関する相談 .....7
- (26) 障がい者虐待への対応 .....7
- (27) 障害児福祉手当／特別障害者手当 .....7
- (28) 特別児童扶養手当 .....7

## 権利擁護

- (29) 認知症等により判断力が不十分な方への対応 .....7
- (30) 日常生活自立支援事業(あっぷるハート) .....7

## 生活困窮

- (31) 生活困窮者自立支援 .....8
- (32) 生活保護 .....8

## 貸付制度

- (33) 生活福祉資金 .....8
- (34) 母子父子寡婦福祉資金 .....8

## 国民健康保険

- (35) 国民健康保険料の減免 ..... 8
- (36) 高額療養費の支給 ..... 8
- (37) 医療費の一部負担金の徴収猶予および免除 ..... 8
- (38) 後期高齢者医療保険料の減免 ..... 9
- (39) 保険料の納付相談 ..... 9

## 年金

- (40) 国民年金保険料の免除 ..... 9
- (41) 障害基礎年金(国民年金) ..... 9

## 税金

- (42) 市・県民税の減免 ..... 9
- (43) 固定資産税の減免 ..... 9
- (44) 市税の納付相談 ..... 9

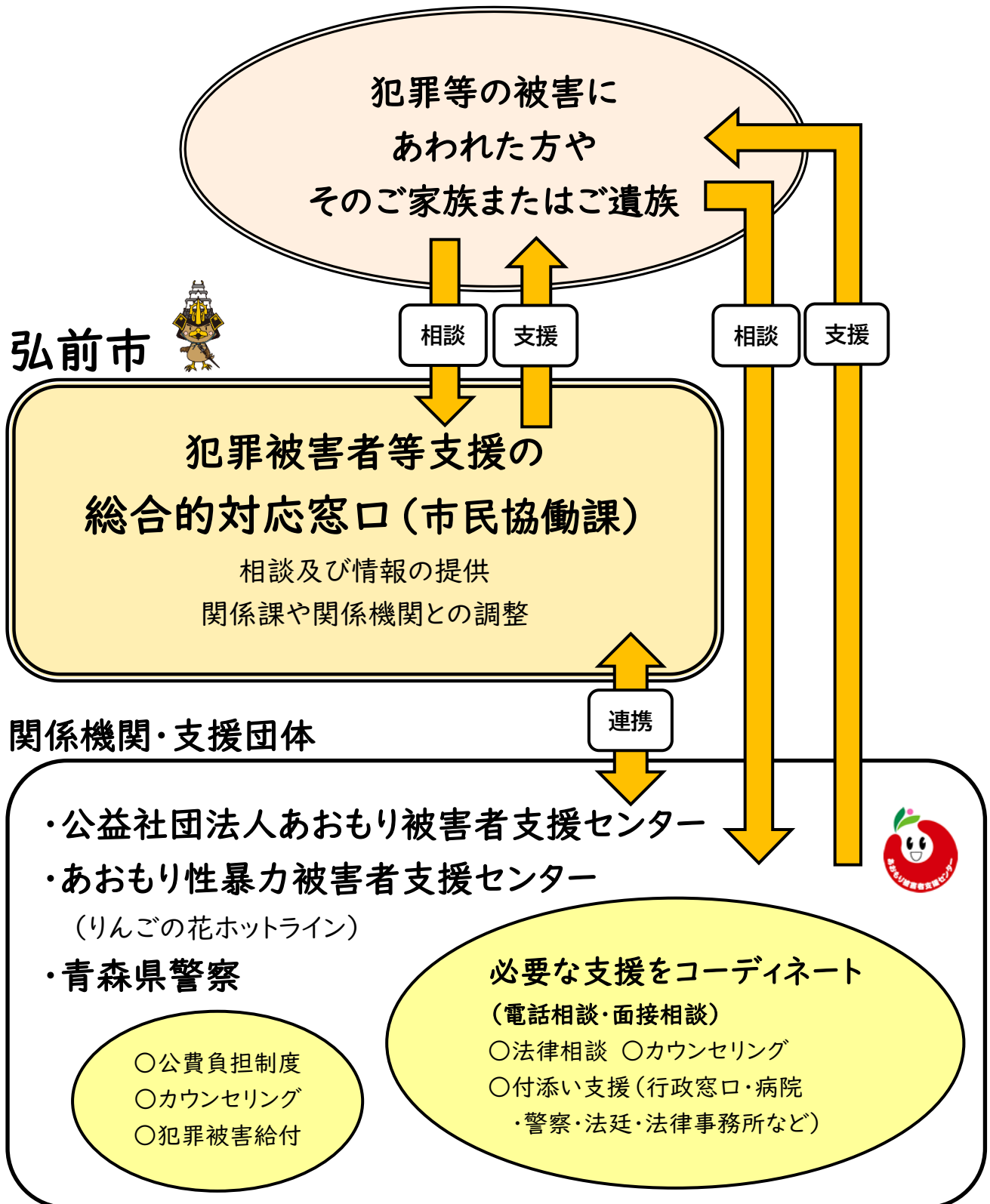
## 消費生活

- (45) 消費生活に関する相談 ..... 10
- (46) 多重債務に関する相談 ..... 10
- 《市民生活センターでの主な専門相談(人権・不動産・法テラス法律・交通事故)》... 10

- 青森県の総合的対応窓口 ..... 11
- 青森県警察本部の相談窓口 ..... 11
- 公益社団法人あおもり被害者支援センターが行う各種相談・支援 ..... 12
- あおもり性暴力被害者支援センターが行う各種相談・支援 ..... 12

# 犯罪被害者等支援の流れ

犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族等が、安心して暮らすことができるようにするため、弘前市と関係機関等が連携して犯罪被害者等の支援を行います。



# 弘前市の経済的支援

## (見舞金の支給・転居費用の助成・心理相談料の助成)

犯罪被害者等に対して、迅速かつ直接的な支援として見舞金を支給します。犯罪被害により居住困難となった住居から新たな住居に転居するための費用、心理相談料を助成します。

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。

※交通事故(過失)による犯罪被害は対象となりません。

## 遺族見舞金[死亡30万円]・重傷病見舞金[10万円]の支給

犯罪行為により亡くなられた  
犯罪被害者のご遺族に  
見舞金を支給します。

犯罪行為により  
重傷病(療養期間1か月以上)を負った  
犯罪被害者ご本人に見舞金を支給  
します。

## 転居費用[上限20万円/1回まで]の助成

犯罪行為に起因して  
転居する場合の費用を助成します。

○家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・保証料等



## 心理相談料[上限1万円/2回まで]の助成

犯罪行為に起因して  
心理相談(カウンセリング)を受ける場合の費用  
を助成します。



見舞金の支給、転居費用・心理相談料の助成を受けるには、被害事実が客観的に確認できること、犯罪被害者と加害者との間に親族関係がないこと等の要件がありますのでご相談ください。

市民協働課 市民生活係(前川新館2階) 電話 0172-35-1664

# 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、市の関係課や関係機関と調整し、必要な支援を適切に受けることができるよう、犯罪被害者等それぞれの状況に配慮した対応を行います。

市民協働課 市民生活係(前川新館2階) 電話 0172-35-1664

## こころの健康

### (1) こころの健康相談

本人や家族のこころの悩みの相談に保健師が応じます。

健康増進課 成人保健・がん対策係(弘前市保健センター1階)

電話 0172-37-3750

### (2) 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する本人や家族、関係者などの相談に精神保健福祉士が応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。

障がい福祉課 障がい者医療・給付係(前川本館1階)

電話 0172-40-7036

## DV

### (3) DV相談

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に応じます。

こども家庭課 子育て相談係(前川本館1階) 電話 0172-40-3976

## 住まい

### (4) 市営住宅への入居

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅及び駅前住宅(子育て支援住宅)入居の相談に応じます。

市営住宅サービスセンター(前川新館4階) 電話 0172-40-7013



## 届出

### (5) 住民票の写しの 交付等の制限

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、住民票の写しや戸籍の附票などの居所を知られる恐れのある証明書の交付制限及び閲覧制限を行い、被害者の保護を図ります。

市民課 住民記録係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7020

## 子育て

### (6) 子育ての悩み相談

子どもへの関わり方等子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。

こども家庭課 健全育成係・子育て相談係(前川本館1階)

電話 0172-33-0003・電話 0172-40-3976

### (7) 青少年に関する 相談

非行、性、学校生活など、青少年に関する相談を受け付けます。

弘前市少年相談センター(市役所前川本館1階) 電話 0172-35-7000

### (8) 母子寡婦等相談

母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の精神的な安定を図り、自立に必要な情報提供、相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

こども家庭課 家庭給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7039

### (9) 助産制度

妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産に係る費用を助成します。

こども家庭課 子育て相談係(前川本館1階) 電話 0172-40-3976

### (10) 児童扶養手当

父もしくは母と生計を同じくしていない、または父もしくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。

こども家庭課 家庭給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7039

### (11) ひとり親家庭等の 医療費の給付

ひとり親家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、子どもが満18歳に達した年度末まで、その子どもと父また母の医療費を軽減します。

こども家庭課 家庭給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7039

<p>(12) ひとり親家庭等の 保育料の軽減</p>	<p>ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。</p> <p>こども家庭課 保育係(前川本館1階) 電話 0172-35-1131</p>
<p>(13) 母子生活支援 施設への入所</p>	<p>18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。</p> <p>こども家庭課 子育て相談係(前川本館1階) 電話 0172-40-3976</p>
<p>(14) 就業の支援</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。【母子自立支援プログラム策定、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等】</p> <p>こども家庭課 家庭給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7039</p>
<p>(15) 一時預かり (一時保育)</p>	<p>病気等による緊急時や育児疲れなどのリフレッシュのために家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さんを、保育所(保育園)等で一時的にお預かりします。</p> <p>こども家庭課 保育係(前川本館1階) 電話 0172-35-1131 弘前市駅前こどもの広場(ヒロロ3階) 電話 0172-35-0156</p>
<p>(16) ショートステイ</p>	<p>保護者の方が疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭でお子さんを養育することが困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、実施施設において養育・保護を行い、お子さんと家庭の生活の安定等を図ります。【実施施設:弘前乳児院】</p> <p>こども家庭課 子育て相談係(前川本館1階) 電話 0172-40-3976</p>
<p>(17) トワイライトステイ</p>	<p>平日の夜間や休日に、保護者の方が仕事やその他の理由で不在となり、家庭でお子さんを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、実施施設でお子さんを保護し、生活指導や食事の提供等を行います。【実施施設:児童家庭支援センター「太陽」】</p> <p>こども家庭課 子育て相談係(前川本館1階) 電話 0172-40-3976</p>

## 教育・学費

(18) 相談支援チームによる教育相談	子ども(小・中学生)の勉強のことや友人関係、いじめや不登校など学校生活全般に関わること、子どもの成長や発達に関わることなどについて相談に応じています。 教育委員会 教育センター(総合学習センター内) 電話 0172-26-4802
(19) こども悩み相談電話	子どもたちから学校生活全般(勉強や友人関係、いじめや学校に行きたくない悩みなど)に関わる相談に応じています。 教育委員会 教育センター(総合学習センター内) 電話 0172-26-2110
(20) 修学費用等の貸付(奨学金)	高校生以上を対象に、正規の修学期間中、月額貸与を実施し、経済的理由により修学が困難な人を支援します。 教育委員会 教育総務課総務係(岩木庁舎3階) 電話 0172-82-1639
(21) 就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。 教育委員会 学務健康課学務係(岩木庁舎3階) 電話 0172-82-1643

## 介護

(22) 高齢者の総合相談・支援	高齢者の介護予防、健康や福祉、生活などについて総合相談・支援を行います。 弘前市地域包括支援センター 電話(第一)0172-31-1203 (第二)0172-31-3811 (第三)0172-39-2515 (東部)0172-26-2433 (西部)0172-82-1516 (南部)0172-87-6779 (北部)0172-95-2100
(23) 高齢者虐待への対応	介護福祉課と地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。 介護福祉課 自立・包括支援係(前川本館1階) 電話 0172-40-4321
(24) 介護保険料及び介護サービス利用料の減免	犯罪被害者等が納付困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。 介護福祉課 介護保険料係(前川本館1階) 電話 0172-40-7049

## 障がい

<p>(25) 障がい (身体・精神・知的) に関する相談</p>	<p>犯罪等の被害により障がいが残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。【身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護手帳の交付、自立支援医療制度、障害福祉サービス】</p> <p>障がい福祉課 障がい者医療・給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7036</p>
<p>(26) 障がい者虐待 への対応</p>	<p>障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待防止の啓発を行います。</p> <p>弘前市障がい者虐待防止センター 障がい福祉課 障がい者医療・給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7036</p>
<p>(27) 障害児福祉手当 特別障害者手当</p>	<p>精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある方を対象に支給します。【20歳未満＝障害児福祉手当、20歳以上＝特別障害者手当】</p> <p>障がい福祉課 障がい者医療・給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7036</p>
<p>(28) 特別児童扶養 手当</p>	<p>20歳未満の障がい児を養育する保護者に手当を支給します。</p> <p>こども家庭課 家庭給付係(前川本館1階) 電話 0172-40-7039</p>

## 権利擁護

<p>(29) 認知症等により 判断力が不十分 な方への対応</p>	<p>認知症等や犯罪等の被害により物事を判断する能力が十分でない方に、成年後見制度など、その方の権利を守る支援に関する相談に対応します。</p> <p>弘前圏域権利擁護支援センター(ヒロロ3階) 電話 0172-26-6557</p>
<p>(30) 日常生活 自立支援事業 (あっぷるハート)</p>	<p>高齢や障がい(知的障がい、精神障がい)により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。</p> <p>弘前市社会福祉協議会 電話 0172-33-1161</p>

## 生活困窮

(31) 生活困窮者 自立支援	暮らしや仕事、お金や家族についての総合的な相談に対し、個々の相談者の状態に応じて、段階的に支援を行います。  ひろさき生活・仕事応援センター(ヒロロ3階) 電話 0172-38-1260
(32) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。  生活福祉課 医療福祉係(前川新館1階) 電話 0172-35-1114

## 貸付制度

(33) 生活福祉資金	低所得、障がい者、高齢者の世帯を対象として、資金貸付とそれに伴う相談支援により、対象世帯が安定した生活を継続して営めるよう支援します。  弘前市社会福祉協議会 電話 0172-33-1161
(34) 母子父子寡婦 福祉資金	ひとり親家庭等の経済的な自立を助けたり、生活意欲を高めるため、修学資金、修業資金、医療介護資金、事業開始資金など12種類の資金の貸付をしています。  中南地方福祉事務所 電話 0172-35-1622

## 国民健康保険

(35) 国民健康保険料 の減免	国民健康保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。  国保年金課 国保保険料係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7045
(36) 高額療養費の 支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費を支給します。  国保年金課 国保給付係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7047
(37) 医療費の一部 負担金の徴収猶予 および免除	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予または免除の相談に応じます。  国保年金課 国保給付係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7047

(38) 後期高齢者医療保険料の減免  
後期高齢者医療保険料について、所得が減少した場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。

国保年金課 後期高齢者医療係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7046

(39) 保険料の納付相談  
保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた納付相談に応じます。

収納課 収納第一・二係(市民防災館2階)

電話 0172-40-7032・電話 0172-40-7033

## 年金

(40) 国民年金保険料の免除  
国民年金保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた免除の相談に応じます。

国保年金課 国民年金係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7048

(41) 障害基礎年金(国民年金)  
国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガによって、一定の障がいの状態になった方が受けられます。

国保年金課 国民年金係(市民防災館1階) 電話 0172-40-7048

## 税金

(42) 市・県民税の減免  
市・県民税の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。

市民税課 市民税第二・三係(市民防災館2階)

電話 0172-40-7025・電話 0172-40-7026

(43) 固定資産税の減免  
固定資産税の納付が困難になった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。

資産税課 資産税係(市民防災館2階) 電話 0172-40-7027

(44) 市税の納付相談  
市税の納付が困難となった場合など、状況に応じた納付相談に応じます。

収納課 収納第一・二係(市民防災館2階)

電話 0172-40-7032・電話 0172-40-7033

## 消費生活

(45) 消費生活に関する相談

(46) 多重債務に関する相談

消費生活相談員が、商品の購入・サービス利用に伴うトラブルや悪質商法等の消費生活に関する相談、債務整理についての相談に応じます。

弘前市市民生活センター(ヒロロ3階) 電話 0172-34-3179

### 《市民生活センターでの主な専門相談》

人権相談	いじめや虐待など 人権に関すること	人権擁護委員	毎週金曜日 10:00~15:00
不動産相談	不動産取引・賃貸借 トラブルに関すること	全日本不動産協会 弘前地区会員 青森県宅地建物取引業協会 つがる弘前支部会員	毎月第2・第3 木曜日 13:00~16:00
法テラス 法律相談	相続、離婚、金銭貸借 トラブルなどの法律に 関すること	青森県弁護士会会員 青森県司法書士会会員	毎週火曜日 13:00~16:00 毎週土曜日 10:30~12:30
法テラス青森(電話 0570-078387)に予約が必要です。資力要件もあります。			
交通事故 相談	交通事故に関すること	青森県交通事故相談所 相談員	毎月第1・第3 木曜日
青森県交通事故相談所(電話 017-734-9235)に予約が必要です。			

## 青森県の総合的対応窓口



青森県 HP:犯罪被害者等の支援に関するページ

### 具体的な相談窓口の紹介や連絡調整

電話<受付時間> 月~金 8:30~17:15(土日祝日、年末年始を除く)

青森県環境生活部県民生活文化課(県庁北棟7階) 電話 017-734-9232

## 青森県警察本部の相談窓口



青森県警察 HP:犯罪被害者支援のページ

### (1) 警察安全相談

DV、ストーカー、特殊詐欺、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の安全と平穏に関する相談

<相談受付時間> 毎日24時間(夜間・土日祝日は当直員が担当)

青森県警察本部警察安全相談室

電話 #9110 又は 017-735-9110

\*直接来庁しての相談も可能です。

\*各警察署にも「警察安全相談窓口」が設置されています。

弘前警察署 電話 0172-32-0111

### (2) 性犯罪被害 に関する相談

○性犯罪の被害などに関する相談

<相談受付時間> 毎日24時間(夜間・土日祝日は当直員が対応)

\*希望する性別の警察官が対応。夜間・土日祝日は対応警察官の性別を選べない場合があります。

青森県警察本部捜査第一課 性犯罪被害110番

電話 #8103 又は 0120-89-7834

### (3) 少年被害 に関する相談

○少年の被害、悩み、子供についての心配ごとに関する相談

<相談受付時間> 8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)

弘前少年サポートセンター(弘前警察署内) 電話 0172-35-7676



## 公益社団法人あおもり被害者支援センターが行う各種相談・支援



あおもり被害者支援センターHP  
(あおもり性暴力被害者支援センターHP)

### 各種相談及び支援

- 電話及び面接による相談
- 専門相談(臨床心理士によるカウンセリング及び弁護士による法律相談)
- 付添い支援(病院、警察、法廷等への付添い)

<相談受付時間> 月～金 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

公益社団法人あおもり被害者支援センター  
犯罪や交通事故被害に関する相談 電話 017-721-0783

## あおもり性暴力被害者支援センターが行う各種相談・支援

### 各種相談及び支援

- 相談(電話・面接)
- 支援のコーディネート(他の支援機関の情報提供、要望による相談内容の引継ぎ等)
- 専門相談(臨床心理士によるカウンセリング及び弁護士による法律相談)
- 産婦人科医療機関等の紹介・付添い
- 付添い支援(病院、警察、法廷等への付添い)

<相談受付時間> 月～金 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

上記相談受付時間外は、国のコールセンターにつながります。

- ◆本センターは、県が設置し、公益社団法人あおもり被害者支援センターに運営を委託しています。
- ◆また、青森県、青森県警察、(公社)あおもり被害者支援センター、青森県産婦人科医会は、性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定を締結しています。

あおもり性暴力被害者支援センター  
性暴力被害専用相談電話「りんごの花ホットライン」 電話 017-777-8349

## ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～

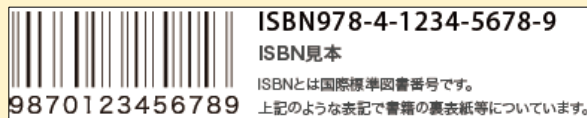
弘前市は、全国被害者支援ネットワークが実施する「ホンデリング・プロジェクト」に協力しています。  
不要となり寄付いただいた本（※）の売却代金が、  
犯罪被害にあわれた方々への支援活動に役立てられます。



寄付ボックス設置場所

弘前市役所（2階市民協働課前通路）・弘前市民参画センター内（ヒロコ3階）

※ ISBNコードがついた本が寄付の対象となります。



〔発行元〕

弘前市 市民生活部 市民協働課

電話 0172-35-1664 FAX 0172-35-7956

メールアドレス [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)



弘前市 HP:犯罪被害者等支援のページ